

(広報資料)

平成 17 年 1 月 28 日
環 境 局
(環境政策部地球環境政策課 222-3452)
文 化 市 民 局
(市民生活部地域づくり推進課 222-3049)
産 業 観 光 局
(商工部商業振興課 222-3340)
都 市 計 画 局
(都市企画部都市づくり推進課 222-3503)
(都市企画部交通政策課 222-3483)
交 通 局
(自動車部営業課 822-9143)

～一緒に考えましょ 京の交通～

四条通における路線バスの走行環境改善に向けた取組について

京都市では、これまでから市バスの定時性を確保するため、市内重要道路におけるバス専用レーンの設置(昭和49年12月から市内総延長91.2キロメートル)や、違法駐車等防止重点区域における違法駐車等防止指導員による啓発活動、府警との連携による違法駐停車車両への啓発活動を行っており、平成15年度には、国の「全国都市再生モデル調査」に採択された四条繁栄会商店街振興組合の調査と連携して取り組みました。

都心部においては、バスの走行環境の改善が引き続き必要なことから、この度、府警及び四条繁栄会商店街振興組合の協力を得て四条通における違法駐停車車両への啓発及び路線バスの走行環境改善に向けた広報活動を下記のとおり行いますので、お知らせします。

記

1 取組内容

(1) 違法駐停車車両への啓発活動

啓発内容 バス停付近に駐停車しようとした車両へスペース確保のための呼びかけなど

日 時 平成17年2月27日(日)正午から午後6時まで

場 所 四条通(烏丸通～四条大橋西詰)

(2) 路線バスの走行環境改善に向けた広報活動

ア 市バス・地下鉄車内吊りポスター作成(B3判フルカラー)

市バス：平成17年2月1日(火)から2月26日(土)、全車両で掲載(計750部)

地下鉄：平成17年2月1日(火)から2月26日(土)

烏丸線、東西線の全車両に掲載(計324部)

イ 啓発物品の配布

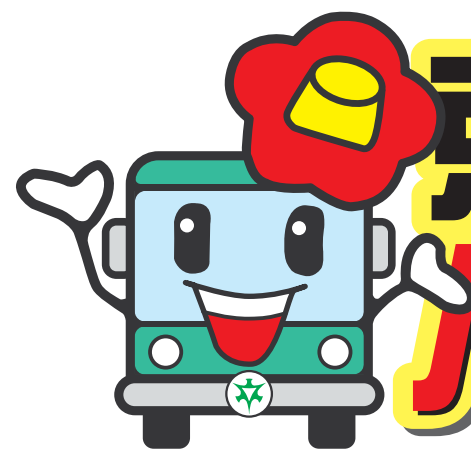
2月27日(日)に四条通(烏丸通～四条大橋西詰)で実施する啓発活動において配布する。

2 その他

今回は、平成17年2月16日に地球温暖化防止のための国際的なルールである「京都議定書」が発効するとともに、4月には、温室効果ガス排出量10%削減を目標とする「京都市地球温暖化対策条例」が施行するため、併せて地球温暖化防止に向けた啓発も行います。

3 問合せ先

都市計画局都市企画部交通政策課(電話)075-222-3483



京都市内には、これだけの バス専用レーンがあります。



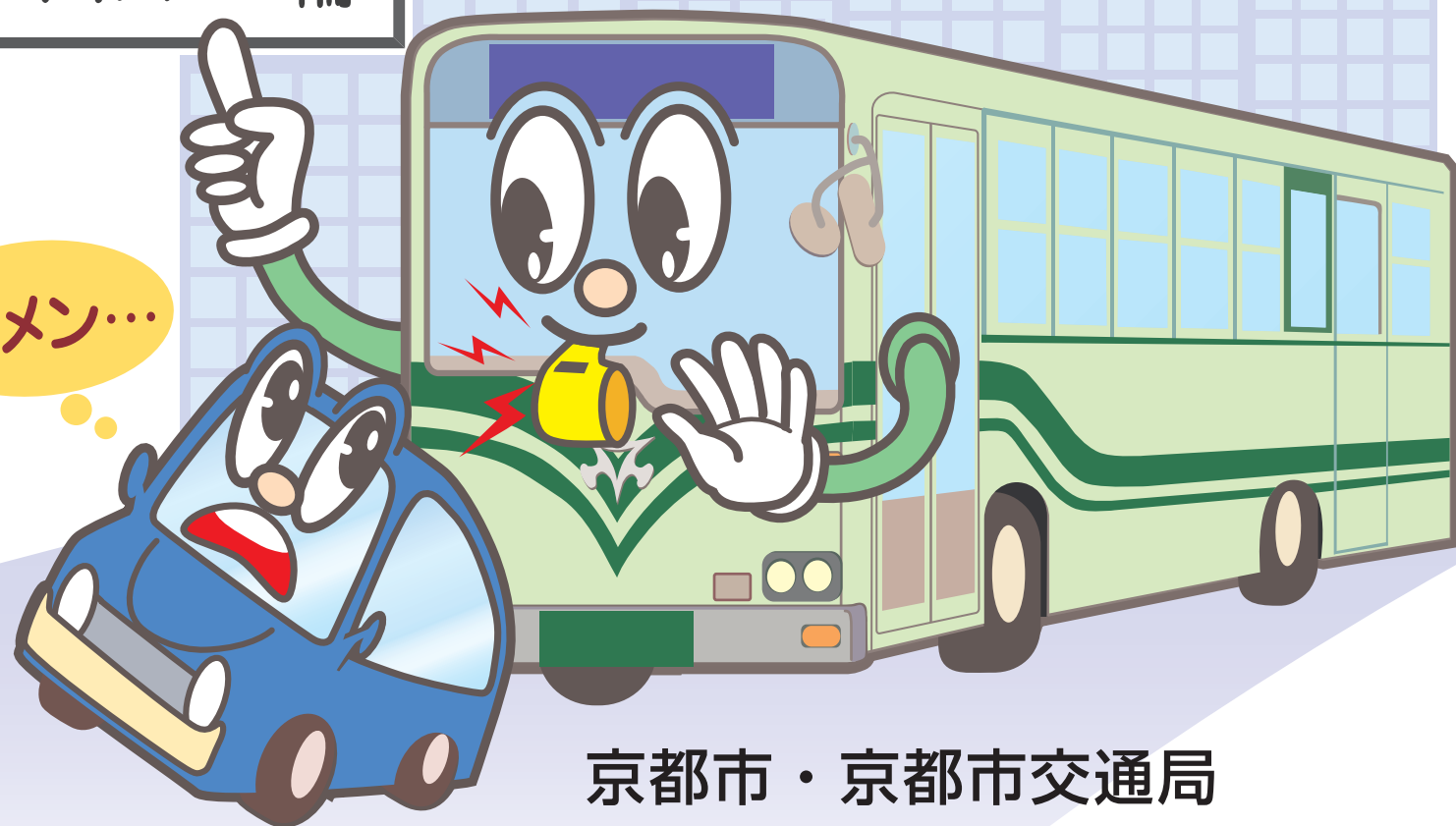
バス専用レーンは路線バスの定時性を確保するため、昭和49年12月から市内主要道路で設置しています。(総延長91.2キロメートル)

※これらは、道路交通法に基づき設置しています。法令を遵守しなければ、罰則があります。



ここはバス専用レーンだよ。

ゴメン...



京都市・京都市交通局

一緒に考えましょ、京の交通 バスの走行環境改善にご協力ください。

京都市内はどこも車で渋滞、おまけに違法停車やトラックなどが荷物の上げ下ろしのために停まっていたり、バス専用レーンを一般の車が走行するなど、バスが時間どおりに走る環境となっていません。そこで、京都市と京都市交通局では混雑の激しい四条通において、路線バスの走行環境改善のための取組を推進します。

実施日 平成17年2月27日(日)正午～午後6時

実施場所 四条通(烏丸通東詰～四条大橋西詰)

実施概要 バス停付近における啓発活動及びバス停の乗降者の安全な誘導、違法駐車等防止指導員による違法駐車車両への啓発、四条繁栄会商店街における啓発放送 など

公共交通を利用して 地球温暖化をストップしましょう。

■2月16日、地球温暖化防止のための国際的なルール「京都議定書」が発効

■温室効果ガス排出量10%削減を目標とする京都市地球温暖化対策条例制定(平成17年4月施行)

京都市内の二酸化炭素排出量の約4分の1は自動車等の運輸部門によるものです。自動車の利用を控えて公共交通機関を利用することは、地球温暖化防止につながります。私たちの欠けがいのない地球環境を守るため、ご協力をお願いします。

バスの走行環境は市民一人ひとりのマナー向上により改善できます。



Since 1872

花園大学

■文学部／国際禅学科・史学科・国文学科
■社会福祉学部／社会福祉学科・福祉心理学科

■大学院／文学研究科・
社会福祉学研究科

TEL 075-811-5181(代) FAX 075-811-9664

<http://www.hanazono.ac.jp/>

〒604-8456 京都市中京区西ノ京壺ノ内町8-1